

改正

昭和56年3月30日条例第9号

昭和61年3月26日条例第8号

平成11年3月23日条例第13号

平成17年9月26日条例第20号

平成21年12月22日条例第27号

蓮田市在宅重度心身障害者手当支給条例

蓮田市在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和48年蓮田市条例第6号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、蓮田市に居住する在宅重度心身障害者（以下「障害者」という。）に在宅重度心身障害者手当（以下「手当」という。）を支給することにより、これらの者の経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- （1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が1級又は2級に該当するもの
- （2） 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）による療育手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が（A）又はAに該当するもの
- （3） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が1級に該当するもの
- （4） 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が障害の程度について最重度又は重度と判定した者
- （5） 前各号に掲げる者に相当すると市長が認めた者
- （6） 前各号に掲げる者のほか、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の障害の状態にあると市長が認めた者

（受給資格等）

第3条 蓮田市に住所を有し、前条各号のいずれかに該当する者は、この条例の定めるところによ

り、手当を受けることができる。

2 手当を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、受給資格の認定を受けなければならない。

3 市長は、前項の認定をしたときは、規則で定める通知書により、当該申請者にその結果を通知しなければならない。

(受給資格の喪失)

第4条 前条第2項の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、手当の受給資格を失う。

(1) 蓮田市に住所を有しなくなったとき。

(2) 第2条の規定に該当しなくなったとき。

(3) 死亡したとき。

2 受給者は、前項第1号及び第2号に該当することとなったときは、速やかに規則で定める届書を市長に提出しなければならない。

(手当の額等)

第5条 手当の額は、障害者1人につき月額5,000円とする。

2 1人の障害者が第2条の各号ともに該当する重複障害の場合においては、どちらかの一方を認定し、手当を重複して支給することはできない。

(支給期間)

第6条 手当の支給は、申請日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から受給資格を失った日の属する月までとする。

(受給者の義務)

第7条 受給者は、規則で定める事項について変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(支給制限)

第8条 市長は、障害者のうち、次の各号のいずれかに該当する者には手当を支給しない。

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第26条の2第1号若しくは第2号に規定する施設又は障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条第9号に規定する施設に入所している者

(2) 法第17条の規定に基づく障害児福祉手当、法第26条の2の規定に基づく特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定に基づ

く福祉手当の支給を受けている者（第2条第1号に該当し、かつ、同条第2号又は第4号に該当する20歳未満の者で、規則で定める状態にあると市長が認めたものを除く。）

(3) 前年の所得により、住民税を課税されている者

2 市長は、受給者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認めるときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(不正利得の返還)

第9条 偽りその他不正の手段により、手当の支給を受けた者があるときは、市長は受給額に相当する金額をその者から返還させることができる。

(受診命令)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、受給者に対して障害の程度について判定を受けるよう命ずることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和54年10月1日から適用する。
- 2 蓮田市在宅重度心身障害児手当支給条例（昭和48年蓮田市条例第3号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例の規定による受給者は、その氏名を障害者本人に改めることにより、この条例の規定による受給者とみなす。

附 則（昭和56年3月30日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月26日条例第8号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月23日条例第13号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月26日条例第20号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成21年12月22日条例第27号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。